

# 遠軽都市計画区域（遠軽町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## I. 都市計画の目標

### 1. 基本的事項

#### （1）目標年次

この方針では、遠軽都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

#### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

遠軽都市計画区域	市町名	範囲	規模
	遠軽町	行政区域の一部	約 2,067 ha

### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、オホーツク連携地域のほぼ中央に位置し、湧別川に瀬戸瀬川、生田原川及びサナブチ川が合流し、そこに広がる肥沃な大地を背景に、農林業や交通の要衝として発展してきた。

平成 17 年には、旧生田原町、旧遠軽町、旧丸瀬布町及び旧白滝村が合併し、遠軽町が設置されたところである。

近年は、人口減少や少子高齢化が進行し、基幹産業である農林業の低迷、中心市街地の空洞化などへの対応が課題である。

遠軽町総合計画では、町と町民が目的と情報を共有しながら、お互いの立場を尊重し、「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指し、まちづくりの目標として次の 6 つを掲げている。

- ・人と自然に思いやりのあるまちづくり
- ・安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり
- ・活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり
- ・住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり
- ・文化を守り、未来につなげるふるさとづくり
- ・町民と町が気軽に対話できるまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、市街地の拡大を抑制し、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

## II. 区域区分の決定の有無

### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、交通の要衝として J R 遠軽駅及び国道 242 号を中心に市街地が形成され、計画的に市街地の整備が行われてきた。

しかしながら、近年は人口の減少や高齢化の進行、購買力流出に伴う市街地の空き店舗の増加による商業業務機能の低下などの状況を踏まえ、各種施設等の利便性の高い地区への集積などが課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地の周辺及び幹線道路沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための比較的大規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、市街地地区、西町地区、南町地区及び学田地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、西町地区及び南町地区に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、J R 遠軽駅を含む市街地地区の一带に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・1号大通（国道 242 号）の主要幹線道路沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、南町地区、学田地区及び 3・3・1 号大通（国道 242 号）等の主要幹線道路沿道に一般工業地を配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

##### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・工場跡地などで住宅地としての土地利用の進む工業地については、住居系用途地域へ見直し、良好な住環境の形成を図る。

## (2) 市街地の土地利用の方針

### ① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・住宅地のうち、行き止まり道路等が存在する地区について、地区計画等の活用を検討し、都市基盤施設の整備を段階的に進め、住環境の改善と防災性の向上を図る。
- ・市街地地区については、地域の特性を活かし、低未利用地等の活用により、利便性の高い住環境の向上を図る。

### ② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地帯として今後も適正な整備・保全を図る。

## (3) その他の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている市街地地区、西町地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・北海道自然環境等保全条例により宮前環境緑地保護地区に指定された西町地区及び学田地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも自然環境の保全に努める。

### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・福路地区については、えんがる温水プールやえんがる球技場が整備されているが、今後の土地利用の動向や周辺環境への影響等を踏まえ、必要に応じて土地利用の整序を図る。
- ・用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通

体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、オホーツク圏域の地域中心都市として、物流拠点及び広域観光や観光産業の振興を目指した道路網形成に努める。

#### b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.07 km/km <sup>2</sup>	2.19 km/km <sup>2</sup>

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 道路

- ・一般国道自動車専用道路旭川紋別自動車道が計画されていることから、関係道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号大通（国道242号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線及び遠軽停車場線）、3・4・5号鴻之舞通（主要道道遠軽雄武線）、3・4・6号高校通（一般道道遠軽安国線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

#### b 交通結節点等

- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線及び遠軽停車場線）にJR石北本線遠軽駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

### ③ 主要な施設の整備目標

#### a 道路

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

- ・3・6・9号岩見通の整備を促進し、避難所等の防災拠点としての機能を有する「(仮称) えんがる町民センター」等の市街地へのアクセス向上を図る。

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

#### ア 下水道

- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

#### イ 河川

- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

### b 整備水準の目標

#### ア 下水道

- ・本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 76.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

#### イ 河川

- ・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

## ② 主要な施設の配置の方針

### a 下水道

- ・遠軽公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、学田地区に処理場を適切に配置する。

### b 河川

- ・市街地に流れる湧別川及び生田原川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

## ③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・湧別川及び生田原川の河川改修を促進する。

## (3) その他の都市施設

- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域は、市街地西部に丘陵樹林地帯が広がり、市街地中央にそびえる瞰望岩を含めた地域が都市計画公園として整備され、市街地と一体となった景勝の地を成している。

また、市街地中央を貫流する湧別川の一部で構成される湧別川河川緑地を骨格とし、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

## (2) 緑地の配置の方針

### ① 緑地系統ごとの配置方針

#### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、遠軽公園、遠軽スポーツ公園及び湧別川河川緑地を配置する。

#### b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及びみなみ公園をそれぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、遠軽公園、遠軽スポーツ公園及び湧別川河川緑地を配置する。

#### c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、遠軽スポーツ公園を配置する。

#### d 景観構成系統

郷土的景観を形成する湧別川河川緑地、都市のシンボルとなる瞰望岩を有する遠軽公園及び主要な道路に景観を形成する街路樹を配置する。

### ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手公園の見直し等を含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

## (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 都市緑地における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。